

浜松市公告第1000号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市商工部商業政策課において縦覧に供する。

平成22年11月30日

浜松市長 鈴木 康友

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュEX浜松葵町店
浜松市中区葵東2丁目370-29外
- 2 変更事項
大規模小売店舗の名称
（変更前）マックスバリュ葵町店
（変更後）マックスバリュEX浜松葵町店
- 3 変更年月日
平成22年11月26日
- 4 届出年月日
平成22年11月26日